

千代田火災海上保険株式会社に対する行政処分について

千代田火災海上保険株式会社については、団体傷害保険契約の締結にあたり、損害保険代理店と共同して、特定の者に対し被保険者を水増しする方法等により、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する保険料の割引を行ったことが確認された。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

1. 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

以下に掲げる業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。）を平成12年7月10日から平成12年7月16日までの間停止すること。

（対象業務）

同社東京中央営業部における損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。

2. 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

- (1) 役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の強化をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
- (2) 団体傷害保険に係る保険契約の締結（変更・更改を含む。）及び保険募集について、契約内容の点検・確認体制を強化すること。

（注）本件契約の代理を行った損害保険代理店「サンコリック」は、損害保険代理店の登録を抹消済。

連絡・問い合わせ先

金融監督庁監督部保険監督課 田内、梅村
☎ 3506-6000（内線3336、3345）

三井ライフ損害保険株式会社及び三井生命保険相互会社に
対する行政処分について

1. 三井ライフ損害保険株式会社に対する行政処分

「集団扱に関する特約」を付帯した自動車保険、団体傷害保険及び団体割引を適用した所得補償保険の契約について、特定の者に対し法定書類（事業方法書）に定める契約条件（保険契約者等の対象範囲等）と異なる内容で契約を締結することにより、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する保険料の割引等を行ったことが確認された。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

(1) 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

以下に掲げる業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。）
を平成12年7月10日から平成12年7月15日までの間停止すること。

(対象業務)

損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。

(2) 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

- ① 役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
- ② 「集団扱に関する特約」を付帯した自動車保険等に係る保険契約の締結（変更・更改を含む。）及び保険募集について、契約内容の点検・確認体制を確立すること。

2. 三井生命保険相互会社に対する行政処分

三井ライフ損害保険株式会社から委託を受けて行う損害保険業に係る代理代行業務において、法令等の遵守が不十分となっていることや、その業務遂行にあたっての体制の不備が確認された。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

- ① 代理代行業務に關し、役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底を図ること。
- ② 当該業務における保険契約申込書等の書類の点検・確認体制等の整備・充実を図ること。

連絡・問い合わせ先

金融監督庁監督部保険監督課 田内、梅村
☎ 3506-6000 (内線3336、3345)

第一生命保険相互会社に対する行政処分について

第一生命保険相互会社については、当庁の検査の結果、以下のような行為が確認された。

- ・ 転換契約の際の契約者の保険料負担について、保険契約者に誤解を与えかねない説明により募集行為を行った。
- ・ 転換契約にあたり、契約者に対し特定の個人に限り特別扱いされ優遇されるとの誤解を生じさせるおそれのある用語が記載された保険料見積書を用いて保険募集を行った。

この行為は、保険業法第300条第1項第9号に基づく保険業法施行規則第234条第4号に抵触する。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

1. 法令等の遵守について、同社役員、使用人及び生命保険募集人に対する教育・指導の徹底をはじめ、会社組織における法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
2. 社内研修教材や募集資料の点検・管理に係る業務体制の整備・充実を図ること。

連絡・問い合わせ先

金融庁監督部保険課 中庭、梅村
☎3506-6000（内線3336、3343）

アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に対する行政処分について

アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社については、利差配当付終身保険契約の締結にあたり、①生命保険募集人と共同して、募集手数料相当額を割戻しする方法等により、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する行為を行ったこと、及び②替玉診査や医的データの改ざん等を行い、本来選択できない者を被保険者とするといった事業方法書に違反する行為を行ったことが確認された。

このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

1. 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

以下に掲げる業務（生命保険募集人及び他の保険会社に委託しているものを含む。）を平成12年12月15日から平成12年12月21日までの間停止すること。

（対象業務）

同社首都圏支社における生命保険契約の締結及び保険募集の業務。

2. 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

- (1) 役員、使用人及び生命保険募集人に対する法令等遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。
- (2) 不祥事件に対し適切に対応するための社内体制の確立を図ること。

連絡・問い合わせ先

金融庁監督部保険課 中庭、梅村
☎ 3506-6000 (内線3336、3343)

日本火災海上保険(株)、同和火災海上保険(株)、富士火災海上保険(株)及び
大成火災海上保険(株)に対する行政処分について

日本火災海上保険(株)、同和火災海上保険(株)、富士火災海上保険(株)及び大成火災海上保険(株)については、所属損害保険代理店が、保険業法に基づく登録をしていない者に保険業法第275条（無登録募集の禁止）に違反する損害保険の募集の業務を行なわせていた事実を認識しながら放置していたこと（注）が確認された。

（注）日本火災海上保険(株)及び同和火災海上保険(株)については昭和60年から平成12年までの間、富士火災海上保険(株)は平成3年から平成12年までの間、大成火災海上保険(株)は平成4年8月から平成12年8月までの間

このため、本日、日本火災海上保険(株)、同和火災海上保険(株)、富士火災海上保険(株)及び大成火災海上保険(株)に対し、以下の内容の行政処分を行った。

1. 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

日本火災海上保険(株)高松支店及び同和火災海上保険(株)四国支店における損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。）を平成13年3月21日から平成13年3月22日までの間停止すること。

富士火災海上保険(株)四国支店及び大成火災海上保険(株)四国支店における損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。）を平成13年3月21日の1日間停止すること。

2. 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

- ① 代理店委託時における適格性審査を含む代理店管理体制の整備・充実を図ること
- ② 法令等遵守体制の整備・充実を図ること

連絡・問い合わせ先

金融庁監督局保険課 中庭、梅村

☎3506-6000（内線3336、3343）